

第1章 総則

第一条 (約款の摘要)

当社は、コーラスラインサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、コーラスラインサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 (契約約款の変更)

当社は、当社の都合により本約款を予告なく変更することがあります。その場合の提供条件は変更後の本約款によります。

- 2 当社は、本約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。
- 3 当社が別途規定する個別規定および当社が契約者に対し通知する追加規定は、本約款の一部を構成するものとし、本約款とその個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定を優先するものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 電気通信
有線、無線その他の電磁方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること。
2. 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
3. 電気通信サービス
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の設備の用に供すること。
4. 電気通信事業者
電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5項に規定される電気通信事業者。
5. 電話会議 (電話会議サービス)
多地点間で音声通信会議を行うこと。(行うための電気通信サービス。)
6. コーラスラインサービス
当社が提供する電話会議サービス。
7. 会議設備
当社が本サービスを提供するための設備。
8. 会議回線
会議設備に接続される、電気通信事業者が提供する電気通信回線。
9. ポート
電気通信回線 1 回線ごとに接続される会議設備の内部の回路。
10. 契約
当社から本サービスの提供を受けるための契約。
 11. 契約者
当社と契約を締結している法人、個人、および法人格を有しない社団または財団等の代表者。
 12. 主催者
本サービスの会議の予約、開始、進行、終了を決定する責任、権限を有する契約者又は契約者が指定した企業又は者。
 13. 参加者
本サービスによる会議に主催者の指示に基づき参加する企業又は者。
 14. 会議参加者
本サービスの会議に参加する、主催者および参加者の総称。
 15. サービスセンター
本サービスの提供に関する業務を行う当社の事業所。

16. オペレーター

本サービスの提供に必要な会議設備の操作を行う当社の社員。

17. 利用端末設備

本サービスを利用するために会議参加者が利用する電話機およびその他の端末に接続されている、会議参加者が所有権又は利用権を有する加入電話等の電気通信設備。

18. お客様ID番号

契約申込の承諾の際に、契約者が本サービスを利用するために、当社が設定し当社から契約者にお知らせする番号。

19. Webパスワード

契約者が、当社が契約者に提供するホームページを利用するために、当社から契約者にお知らせする暗証番号。

20. 会議用電話番号

会議参加者が本サービスを利用するために当社が設定し、当社から主催者にお知らせする電話番号。

21. 会議ID

会議設備にて提供される、会議を識別する番号。

22. パスコード

会議参加者が会議設備にて提供される会議に接続するために当社が設定し、当社から主催者にお知らせする暗証番号。

23. プッシュ信号

端末設備等規則第11条第2項及び第12条第2項に規定される、押しボタンダイヤル信号。

24. 会議録音装置

本サービスで行われる会議の様態を録音・保管し、電気通信回線を介して再生を行う装置。

25. キャプチャーID・キャプチャーパスコード

当社の保有する会議録音装置に接続し、録音された会議内容を再生するために当社が設定し当社から主催者にお知らせする番号および暗証番号。

26. プライバシーポリシー

総務省が定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号。以下同じとする）」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護方針」をいい、当社は同ポリシーをホームページ上において公表する。

第2章 契約

第4条（契約の範囲）

本サービスの契約者の所在地は日本国内とします。

第5条（契約の種別）

本サービスの契約には、次に掲げる種別があります。それぞれ種別毎のサービス種類は別表1に規定するところによります。

1. 随時利用タイプ（以下「随時利用」といいます。）

電話会議の接続時間、ポート数の利用実績に応じて利用料金をお支払いいただくタイプで、随時利用タイプには次の種類があります。

(1) 予約レス利用タイプ（以下「予約レス」といいます。）

事前に契約者に割当てられた会議用電話番号、会議ID、パスコードを利用して、会議参加者に予約なしで電話会議を利用いただくサービスタイプ。

(2) お客様Web予約利用タイプ（以下「お客様予約」といいます。）

事前に契約者に割当てられたお客様ID番号とWebパスワードを利用して、主催者が当社指定のホームページ上で予約することにより電話会議を利用いただくサービスタイプ。

(3) オペレーター予約利用タイプ（以下「オペレーター予約」といいます。）

主催者が当社に事前に電話会議の予約を依頼し、当社が予約を行うことにより電話会議を利用いただくサービスタイプ。

2. 専用利用タイプ（以下「専用利用」といいます。）

事前に契約者に割当てられた会議用電話番号、会議ID、パスコードを利用して、契約されたポート数を越えない範囲で、会議参加者に予約なしで電話会議を利用いただくサービスタイプ。

契約ポート数あたり月々一定額をお支払いいただくことにより利用時間の制限なく利用いただけます。

第6条（契約の単位）

当社は、お客様ID番号1個ごとに1つの契約を締結します。

随時利用と専用利用については種別毎の契約が必要なため、お客様ID番号は個別となります。随時利用（予約レス）、専用利用については利用する会議装置設置場所毎にお客様IDが複数必要となります。

2. 専用利用の契約期間は、月初から月末までの1ヶ月を単位とし、契約者から当該月末までに第9条（契約内容の変更）・第25条（契約者が行う契約の解除）の規定に定める申請がない場合は自動的に1ヶ月ごとに更新されます。

第7条（契約の申込）

本サービスの契約の申込を行うときは、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、サービスセンターに当社指定のホームページ上またはファクシミリにて提出していただきます。

第8条（契約申込の承諾）

当社は、前条の規定により契約の申込を受け付けたときは、申込の順序に従って、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の書面をファクシミリにて送信することにより承諾します。

2. 当社は、前1項の承諾の際、申込をする契約者に対し、申込内容を証明するもの及び社印等の提示を求めることがあります。

3. 当社は、前1項の規定にかかわらず、会議設備に契約の申込を取り扱う余裕がないとき、その他当社の業務遂行上または技術上著しい支障のあるときにはその契約の申込みを承諾せず、または承諾を延期することがあります。

第9条（契約内容の変更）

契約者が、契約内容の変更を行うときは、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、サービスセンターにファクシミリにて提出していただきます。

第10条（契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利の譲渡、転貸（不特定多数の利用を含む）、担保提供等一切の行為を禁止します。

第11条（契約者の名称等の変更）

契約者は、第8条1項の、当社から発行する承諾書面の内容に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、サービスセンターにファクシミリにて提出していただきます。

但し、その変更があったにもかかわらずサービスセンターに提出がないときは、第24条（利用停止）第2項及び第26条（当社が行う契約の解除）第2項に規定する通知については、当社に届け出ている氏名若しくは名称、住所若しくは所在地あてにファクシミリにて発送したことをもって、その通知を行ったものとみなします。

2. 前項の提出があったときは、当社は、その変更のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第12条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する個人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面に、これを証明する書類を添えて、サービスセンターにファクシミリにて提出していただきます。また、当社は、契約者について次に掲げる各号における変更があったときは、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、契約者の地位の承継があったものとみなして準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
- (3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- (4) 契約者である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
- (5) その他(1)から(4)までに類する変更

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを証明する書類を提出していただくことがあります。これを変更したときも同様とします。

3. 前項の規定による代表者の届け出がない場合、第26条（当社が行う契約の解除）に基づき契約を解除します。ただし、当該契約上の債務についてはその承継をする前の契約者に所在します。

4. 前第1項による地位の承継した者は、当該契約上の債務も承継するものとします。

5. 当社は、前第1項の届け出があった場合に、その届け出を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その届け出を受理しないことがあります。この場合に、当社は、その理由を契約者に対し通知します。

第3章 サービスの提供

第1節 サービスの提供時間

第13条（営業時間、提供時間）

本サービスの営業時間は土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号の規定）により休日とされた日をいいます）ならびに12月29日から12月31日、1月2日および1月3日を除く日の午前9時から午後6時までとします。

本サービスのサービス別の具体的なサービス予約時間および提供時間については、別表1に定めます。また付加サービスの提供時間については別表3に定めます。

第2節 随時利用による利用

第14条（随時利用（予約レス）の利用）

主催者が随時利用（予約レス）を利用する場合、予約なしで利用していただけます。

2. 随時利用（予約レス）は、当社があらかじめ設定したポート数を複数の契約者により利用いただくため、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、参加者が会議に参加できない場合があります。

- (1) 1つの会議で、当社があらかじめ設定したポート数を超えた場合。
- (2) 複数の会議で、当社があらかじめ設定したポート数を超えた場合。

第15条（随時利用（オペレーター予約、お客様予約）における個別利用の予約）

契約者が、随時利用（オペレーター予約）により本サービスを利用するときには、会議開始日の1ヶ月前から24時間前まで（当社営業時間外を含みません。）に当社所定の事項を電話またはファクシミリによりサービスセンターに対して通知していただきます（以下、「随時利用（オペレーター予約）における個別利用の予約」といいます。）。

2. 契約者が、随時利用（お客様予約）により本サービスを利用するときには、当社指定のホームページに接続し、会議開始時刻の30分前までに予約していただきます（以下、「随時利用（お客様予約）における個別利用の予約」といいます。）。

第16条 (随時利用 (オペレーター予約、お客様予約) における個別利用の予約の成立)

随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約は、前条の申込に対し、当社が口頭または書面にてその予約を承諾したときに成立するものとします。

2. 随時利用(お客様予約)における個別利用の予約は、前条の申込に対し、当社指定のホームページに接続し、予約を受け付けけた旨のメッセージが表示されたときに成立するものとします。

3. 当社は、前第1項、第2項の規定に係わらず、会議設備に契約申込を取り扱う余裕がないとき、その他当社の業務遂行上または技術上著しい支障のあるときにはその個別利用の申込みを承諾しない場合があります。

第17条 (随時利用 (オペレーター予約、お客様予約) における個別利用の予約の取消)

契約者が、随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約の取消を行う場合は、会議開始時刻の24時間前まで(当社営業時間外を含みません。)に電話またはファクシミリによりサービスセンターに通知していただきます。

2. 契約者が、随時利用(お客様予約)における個別利用の予約の取消を行う場合は、会議開始時刻の30分前までに当社指定のホームページに接続し、予約を取消していただきます。

3. 随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約の取消は、前第1項の通知に対し、当社が口頭でその取消を承諾したときに成立するものとします。

4. 随時利用(お客様予約)における個別利用の予約の取消は、前第2項の操作に対し、当社指定のホームページ上に該当する会議のキャンセル完了画面が表示されたときに成立するものとします。

5. 前第1項、第2項の通知が所定の時間に遅れ、または通知がなかった場合は、当社は契約者に対し当初の予約内容に基づき、別表2において規定する随時利用の利用料およびオペレーター取扱料および別表3で規定する付加使用料等を計算して得られる額をキャンセル料として請求することができるものとします。

第18条 (随時利用 (オペレーター予約、お客様予約) における個別利用の予約の変更)

契約者が、随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約の変更を行う場合は、会議開始時刻の24時間前まで(当社営業時間外を含みません。)に電話またはファクシミリによりサービスセンターに通知していただきます。

2. 契約者が、随時利用(お客様予約)における個別利用の予約の変更を行う場合は、会議開始時刻の30分前までに当社指定のホームページで予約を変更していただきます。

3. 随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約の変更は、前第1項の通知に対し、当社が口頭または書面での変更を承諾したときに成立するものとします。

4. 随時利用(お客様予約)における個別利用の予約の変更は、前第2項の実施内容に対し、当社指定のホームページ上に該当する会議の変更完了画面が表示されたときに成立するものとします。

5. 当社は、前第3項、第4項の規定に係わらず、会議設備に契約の申込を取り扱う余裕がないとき、その他当社の業務遂行上または技術上著しい支障のあるときにはその個別利用の申込を承諾しない場合があります。

6. 前第1項、第2項の通知が所定の時間に遅れ、または通知がなかった場合は、当社は契約者に対し当初の予約内容に基づき、別表2において規定する随時利用の利用料、オペレーター取扱料および別表3で規定する付加使用料等を計算して得られる額をキャンセル料として請求することができるものとします。

7. 随時利用(オペレーター予約)における個別利用の予約に係らず、主催者が会議中に会議終了時刻の延長、またはポート数の追加を行う場合はオペレーターを呼び出し、その旨申し込んでいただくか、または当社が別に定める手順により主催者が行うものとします。

8. 随時利用(お客様予約)においては、会議中に会議終了時刻の延長、またはポート数の追加を行う場合は当社が別に定める手順により主催者が行うものとします。

9. 前7項、前8項にかかわらず当社は、会議設備に契約の申込を取り扱う余裕がないとき、その他当社の業務遂行上または技術上著しい支障のあるときにはその個別利用の申込を承諾しない場合があります。

第3節 専用利用

第19条 (専用利用の利用)

主催者が専用利用を利用される場合、予約なしで利用していただけます。

2. 専用利用は、契約しているポート数を超えた場合、新たな参加者は会議に参加できないものとします。

第4節 オペレーターの取扱

第20条 (オペレーターの取扱の申込)

随時利用 (お客さま予約、オペレーター予約) による個別予約の際、別表2に規定するオペレーター取扱を行います。

2. 会議参加者がオペレーター取扱を利用する場合、契約者は別表2に規定されたサービスの利用を了承したものと
て取り扱い ます。

第5節 付加サービス

第21条 (付加サービスの種類)

本サービスの付加サービスの提供内容・提供の制限・提供時間および料金については別表3に、申込内容・料金につい
ては別表3に規定するところによります。

2. 会議参加者が付加サービスを利用する場合、契約者は別表3に規定された付加サービスの利用を了承したものと
て取り扱います。

第6節 利用条件等

第22条 (利用端末設備の種類等)

本サービスを利用することができる利用端末設備は端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に定める端末であり、
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)のもとに認定された音声通話が可能な端
末とします。

第4章 提供中止等

第23条 (提供中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1)本サービスの提供に必要な電気通信設備その他これに類するものの保守または工事を行う場合。
- (2)本サービスの提供に必要な電気通信設備その他これに類するものに障害がある場合。
- (3)その他本サービスの提供ができない場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、あらかじめそのことを電話、書面ま
たは当社指定のホームページ上にて通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第24条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1)契約者が第30条で規定する本サービスの料金支払いの期日を超過してもなお支払いがない場合。
- (2)契約者が本サービスの支払いが不可能になると判断される状況を当社が確認した場合。
- (3)当社が他の契約者に対して提供する本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与
える態様において本サービスを利用した場合。
- (4)当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (5)当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (6)当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (7)犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8)虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(9)公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(10)当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為

(11)お客様ID番号、会議用電話番号、会議ID、パスワード、Webパスワード、キャプチャーID、キャプチャーパスワード等を不正に使用する行為

(12)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

(13)当社に対する届け出内容に虚偽があった場合

(14)その他、当社が不適切と判断する場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、契約者に対し電話もしくは書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第25条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、サービスセンターにファクシミリにて提出していただきます。

2.前第1項において、当社が契約者より提出された書面を受け付け、当社で手続きが完了した日を解約の日とします。

第26条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することがあります。

(1)第24条（利用停止）の規定により本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から速やかに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。

(2)第24条（利用停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3)第8条（契約申込の承諾）の規定により当社が契約申込の承諾をした日または、本サービスを利用した日から起算して2年を経過した日までの間に、本サービスの利用がないとき。

2.当社は、前項の規定（1）（2）により、契約を解除するときは、あらかじめ契約者に対し、その旨を書面もしくは電話にて通知します。また、（3）により契約を解除するときは、期日の到来をもって契約者に通知することなく当社より契約解除するものとします。

3.1項の規定（1）（2）における通知をした日を解約の日とします。

第27条（サービス利用の制限）

当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、本サービスの提供を制限もしくは中止させていただく場合があります。

第28条（サービス利用の切断）

当社は、次の掲げる各号に該当する場合は、本サービスによる通信を切断することがあります。

(1)前第27条（サービス利用の制限）の天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき。

(2)前号に掲げる事項のほか、会議参加者が本約款の規定に違反する行為で当社の業務の遂行または当社の設備に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第29条（サービス利用の通信時間の制限）

前第28条（サービス利用の切断）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、サービス利用の通信時間または特定の地域の本サービスの利用を制限することがあります。

第5章 料金等

第30条（料金）

本サービスの料金は各サービス毎に別表2・別表3・別表4・別表5および別表6に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額）に基づき計算された額とします。）であり、課税対象項目については消費税相当額を加算することとします。上記算出方法により、支払いを要することとなる額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額））の合計と異なる場合があります。

（以下これらを併せて「料金」といいます。）

第31条（料金計算）

本サービスの料金等は、次の掲げる各号の合算により計算します。（1）利用料金

（2）通話料相当料

（3）付加サービス料

（4）キャンセル料（第17条（随時利用（オペレーター予約、お客様予約）における個別利用の予約の取消）第5項、第18条（随時利用（オペレーター予約、お客様予約）における個別利用の予約の変更）第6項、により請求される料金。）

2. 前第1項の（1）利用料金のうち、第5条（契約の種別）における月々一定額の料金をいただく契約（専用利用）に関しては、月単位での計算とします。

3. ボリュームディスカウントは、別表6に定めます。

第32条（端数処理）

当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第33条（接続時間）

随時利用（お客様予約・オペレーター予約）の接続時間は、会議参加者が当社の会議設備へ接続を開始した時刻から接続を終了した時刻までとします。

2. 随時利用（予約レス）の接続時間は、以下の通りです。

（1）主催者：会議に参加した時間を接続開始時間とし、接続を終了した時刻までとします。

（2）参加者：主催者の参加前に接続した場合は主催者が参加した時間を接続開始時間とします。主催者参加後に参加者が参加した場合は、会議参加時間を接続開始時間とし、それぞれ接続を終了した時刻までを接続時間とします。

3. 本サービス（専用利用を除く）の料金算定の基になる接続時間は当社の機器により測定いたします。なお、会議設備への接続を開始した時刻と接続を終了した時刻が暦月をまたぐ場合は、会議設備への接続が終了した時刻の属する暦月を当該会議を実施した月とします。

第34条（料金の支払い義務）

当社は契約者に対し、本サービスの料金等については、毎月、暦月にしたがって計算した額の本サービスの料金等を請求いたします。また、当社が必要と認めるときは、契約者に対し、随時に請求することがあります。

2. 前項の規定により請求を受けた契約者は、当社の口座振替事前通知書もしくは当社の請求書において指定する期日及び方法によりその料金を支払っていただきます。

第35条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する割増金に課税対象項目については消費税相当額を加算した上で、当社が指定する期日及び方法により支払っていただきます。

第36条（延滞利息）

契約者が、料金等（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日及び方法により支払っていただきます。

第37条（随時利用（オペレーター予約、お客様予約）における利用不能の場合の料金減額）

当社の責に帰すべき事由により、会議が全く開催できない状態（全く開催できない状態と同じ程度の状態を含みます。以下、同じとします。）が予約した時間内に生じた場合において、契約者がそのことを当社に対し、通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときはその知った時刻。）から当該状態が解消され、当社がそのことを契約者に対し、通知した時刻（その前に契約者がそのことを知った場合はその知った時刻。）までの時間（予約した時間を超える場合は、予約した終了時刻）（以下、「随時利用における利用不能時間」といいます。）について、当社は、契約者に対し契約者からの請求に基づき利用不能時間に対して、随時利用の料金計算によって得た額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金等を上限に減額します。ただし、契約者が当該請求し得ることとなった時刻から24時間以上を経過する時（当社営業時間外を含みません。）までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 当社は前第1項に規定する本サービスが全く利用し得ない状態を当社が確認できなかった場合は、その料金の減額請求には応じません。

3. 前第1項において、当社が契約者に対し代替の方法にてサービスを提供した場合にはこの限りではありません。

第38条（付加サービスにおける利用不能の場合の料金減額）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスの付加サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下、同じとします。）が生じた場合において、契約者がそのことを当社に対し、通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときはその知った時刻。）から当該状態が解消され、当社がそのことを契約者に対し、通知した時刻（その前に契約者がそのことを知った場合はその知った時刻。）までの時間（以下、「付加サービスにおける利用不能時間」といいます。）について、当社は、契約者に対し契約者からの請求に基づき利用不能時間に対して、付加サービスの料金計算によって得た額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金等を上限に減額します。ただし、契約者が当該請求し得ることとなった時刻から24時間以上を経過する時（当社営業時間外を含みません。）までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 料金減額の対象は、カンファレンスキャプチャーサービス・Q&A サービス・100%モニタサービスのみとし、別表3の規定に計算した料金とします。但し、カンファレンスキャプチャーサービスのキャプチャー基本料及びキャプチャー保管料は対象時間に24分の1を乗じて得た料金とします。

3. 当社は前第1項に規定する付加サービスが全く利用し得ない状態を当社が確認できなかった場合は、その料金の減額請求には応じません。

4. 前第1項において、当社が契約者に対し代替の方法にてサービスを提供した場合にはこの限りではありません。

5. カンファレンスキャプチャーサービスにおける利用不能の場合であって、当社所有の録音装置において録音した音声の滅失、毀損が確認できた場合は、カンファレンスキャプチャーサービスの提供は終了したものとさせていただきます。この場合については、契約者が利用不能であることを当社に対し通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときはその知った時刻。）から、当社が当社所有の音声録音装置にて録音した音声の滅失または毀損を確認したことを契約者に対し通知した時刻（その前に契約者がそのことを知った場合はその知った時刻。）までの時間を随時利用における利用不能時間とします。

第39条（専用利用における利用不能の場合の料金減額）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下、同じとします。）が生じた場合において、契約者がそのことを当社に対し、通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときはその知った時刻。）から当該状態が解消され、当社がそのことを契約者に対し、通知した時刻（その前に契約者がそのことを知った場合はその知った時刻。）までの時間が24時間以上の時間（以下、「利用不能時間」といいます。）について、当社は、契約者に対し契約者からの請求に基づき利用不能時間の時間数を24で除した数（小数点以下の端数は、切捨てします。）に、別表2において規定する専用利用タイプの利用料金の30分の1を乗じて得た額を契約者が当社に支払うべきこととなる料金等から減額します。ただし、契約者が当該請求し得ることとなった時刻から24時間以上を経過する時（当社営業時間外を含みません。）までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2. 当社は前項に規定する本サービスが全く利用し得ない状態を当社が確認できなかった場合は、その料金の減額請求には応じません。

3. 前第1項において、当社が契約者に対し代替の方法にてサービスを提供した場合にはこの限りではありません。

第6章 管理・保守・復旧等

第40条 (当社の維持責任)

当社は、本サービスの提供において必要な当社の設備を管理維持します。

第41条 (本サービスの利用に必要な回線の修理および復旧)

当社は、本サービスの提供において利用する回線に障害が発生した場合、或いは当該回線が滅失した場合、当該回線の貸し主である電気通信事業者に対し修理または復旧を指示します。

第42条 (利用端末設備の維持責任および切分責任)

利用端末設備については、契約者がその責任において保守、管理し、またこれらに係わる電話加入契約等を維持するなどして、利用可能な状態にさせていただきます。

2. 契約者が利用端末設備を維持、保守、管理できなかったことにより本サービスの利用を受けられなかった場合、当社はそのことによって何ら責任を負わないものとします。

3. 契約者は、利用端末設備の故障等が原因で発生した一切の損害（当社および当社以外の第三者に発生した損害を含みます）を負担していただきます。また、契約者は、これらに関する一切の負担について当社を免責し、当社および当社以外の第三者に発生した損害について補償していただきます。

第43条 (番号情報の管理等)

本サービスの利用において当社で設定し、契約者に対し通知するお客様ID番号、会議用電話番号、会議ID、パスコード、Webパスワード、キャプチャーID、キャプチャーパスコード、その他本サービスの利用上必要な情報（以下これらを併せ「番号情報」といいます。）の管理は、契約者がその責任においてなすものとします。

2. 契約者は、第三者が番号情報を契約者に無断で使用する等の番号情報の不正使用により発生した一切の損害（契約者、当社またはその他の第三者に生じた損害をいいます。）について負担していただきます。また、契約者は、これらに関する一切の負担について当社を免責し、当社および当社以外の第三者に発生した損害について補償していただきます。

第7章 損害賠償

第44条 (不具合に対する対応措置)

当社および契約者は、本サービスに関し、何らかの不具合を発見したときは、ただちに相手方に電話等により通知または当社指定のWebに掲載し、両者協議の上、対応措置を決定した上でそれを実施するものとします。

第45条 (責任の制限)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、明らかに当社の責めに帰すべき事由によると認められる場合を除いてその事由の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

2. 当社の責めに帰すべき事由により契約者が本サービスの利用に際して被った損害に対しては第37条（随時利用（オペレーター予約、お客様予約）及び付加サービスにおける利用不能の場合の料金減額）、第39条（専用利用における利用不能の場合の料金減額）に基づき計算した金額を上限とし、賠償いたします。

3. 会議録音装置に保管された録音内容・データに関しては、当社は当該データの破損・滅失に関し、保管料の減免以外、何ら責任を負わないものとします。

第46条 (不可抗力)

当社は、天災事変等当社の支配できない原因による本約款上の義務の不履行については、責任を負わないものとします。

第8章 雑則

第47条 (本サービスの利用)

本サービスを利用するにあたっては、本約款に規定するほか、当社が別に定める方法・手順によるものとします。

第48条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社本社所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

第49条（機密保持）

当社は、本サービスの提供に際し知り得た会議参加者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を第三者に漏らしません。

2. 利用者（会議参加者）情報の利用

利用者（会議参加者）は、本サービスに参加した場合、本サービスの提供にあたって必要な場合において、当社が利用者（会議参加者）の個人情報（氏名・電話番号等）を、主催者に開示し、各参加者の出席状況を把握するために、利用することをあらかじめ同意するものとします。

第50条（個人情報の利用）

当社は、当社の定めたプライバシーポリシーにより、会議参加者に係る情報（申込時またはサービス提供中に、当社が会議参加者に関して取得する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、発信者情報等全ての個人情報をいいます。以下同じとします）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

- （1） 会議参加者の本人確認および会議予約の実施
- （2） 料金の請求・回収・および料金・提供条件変更
- （3） 未回収料金の督促
- （4） サービスの停止、中止、契約解除の通知
- （5） 会議実施状況サービスの提供
- （6） その他サービスの提供に係る範囲

2. 前項の場合において、当社の統括管理責任者は、概要会議参加者に係る情報について責任を有するものとします。

3. 会議参加者は、前2項に定めるところにより、当社が会議参加者に係る情報を利用することに同意していただきます。

第51条（信義誠実の原則）

契約者と当社は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本約款を履行するものとします。又本約款に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

第52条（協議）

本約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

第53条（商標等）

本約款ならびに本サービスの利用にあたって契約者等が利用する当社指定のWeb上に記載されている会社名及び製品名は、それぞれ各社の登録商標または商標です。

第54条（反社会的勢力の排除）

契約者と当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- （1） 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- （2） 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- （3） 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 契約者と当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 契約者と当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

付則

この約款は、平成29年3月1日より実施します。